

第19号議案

損害賠償額の決定について

市は、亀岡市立病院における医療事故について、損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号）第8条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 損害賠償の額 17,000,000円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 概要

令和4年8月1日に、亀岡市立病院において、頸椎症性脊髄症に対する手術を施行した相手方に、術後、四肢不全麻痺症状が出現した。以後、1年間に渡ってリハビリテーションを行ってきたが、著明な改善は見られず、症状固定した。

相手方に対する一連の手術手技と四肢不全麻痺症状との因果関係は断定できず、かつ、医療過誤を疑う手技や所見は存在しないが、当該手術を機に症状を発症していることから、一連の手術手技と相手方の症状の間に何らかの関係があることは否定できないため、今回の重篤な結果を鑑み、患者救済及び家族の負担軽減の点から総合的に考え、相手方に損害賠償金を支払うものである。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 17,000,000円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 概要

令和4年8月1日に、亀岡市立病院において、頸椎症性脊髄症に対する手術を施行した相手方に、術後、四肢不全麻痺症状が出現した。以後、1年間に渡ってリハビリテーションを行ってきたが、著明な改善は見られず、症状固定した。

相手方に対する一連の手術手技と四肢不全麻痺症状との因果関係は断定できず、かつ、医療過誤を疑う手技や所見は存在しないが、当該手術を機に症状を発症していることから、一連の手術手技と相手方の症状の間に何らかの関係があることは否定できないため、今回の重篤な結果を鑑み、患者救済及び家族の負担軽減の点から総合的に考え、相手方に損害賠償金を支払うものである。